

令和3年4月から

水道の料金体系が市街地と同一になりました

六甲山地区に
お住まいのみなさまへ

神戸市では、六甲山上を含む神戸市全体での一体的な水運用を図るため、令和3年4月に六甲山上水道事業を市街地の水道事業に統合し、六甲山上の水道料金体系が市街地と同一になりました。

変更時期

令和3年4月1日以降の検針分から市街地と同一の料金体系になります。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
六甲山上料金	使用期間			検針		
市街地料金				使用期間	検針	請求

※六甲山地区は従来どおり奇数月に検針します。

変更内容

- ▶ **基本料金・従量料金の単価**が変わります。
- ▶ **従量料金の区分**が「**一般用**」「**業務用**」が変わります。
 - ⇒ 「一般用」・・・ご家庭（別荘・寮含む）、学校、社会福祉施設、宗教施設等に適用
 - 「業務用」・・・店舗（物販・飲食）、事務所、保養所、ホテル等に適用
- ▶ **口径20mm以下**の場合は**基本料金に1か月10m³の基本水量が設定**されます。
- ▶ **開栓手数料が不要**となります。

※冬季の寒波対策等につきましては、これまで同様お客さままでのご対応をお願いいたします。

変更後の料金

令和3年4月1日以降の検針分から、下記の市街地の水道料金（1か月あたり）が適用されます。
なお、六甲山上の水道料金から変更する料金を**赤字**で示しています。

基本料金（税込）		従量料金（1m ³ あたり単価/税込）				
メーター口径	1か月あたり	使用水量 1か月あたり	一般用		業務用	
			口径20mm以下	口径25mm以上	口径20mm以下	口径25mm以上
20mm以下	968円	～ 10 m ³	基本料金に含む	159.5円/m³	基本料金に含む	198円/m ³
25mm	1,870円	11～20 m ³	159.5円/m³		198円/m ³	
40mm	4,950円	21～30 m ³	170.5円/m³			
50mm	9,680円	31～60 m ³	236.5円/m³		253円/m³	
75mm	23,870円	61～100 m ³			291.5円/m ³	
		101～300 m ³			319円/m ³	
		301～1,000 m ³	275円/m³		363円/m ³	
		1,001m ³ ～			396円/m ³	

※水道料金は**基本料金と従量料金の合計額**となります。



市街地の料金になると、金額はどれくらい変わるの？

実際にご請求している2か月分の料金（税込）で比較します。

ご家庭の場合

口径20mmで **2か月30m³（1か月15m³）** を使用したとすると…
(家事用の平均的な水量)

六甲山（家事用）	
基本料金 (基本水量20m ³ 含む)	2,200円
従量料金	1,600円
合計(税抜)	3,800円
合計(税込)	4,180円



市街地（一般用）	
基本料金 (基本水量20m ³ 含む)	1,760円
従量料金	1,450円
合計(税抜)	3,210円
合計(税込)	3,531円

2か月で**649円減額**



年間3,894円減額



保養所の場合

口径25mmで **2か月80m³（1か月40m³）** を使用したとすると…
(六甲山地区の保養所の繁忙期の平均的な使用水量)

六甲山 (家事用でないもの)	
基本料金	12,400円
従量料金	15,500円
合計(税抜)	27,900円
合計(税込)	30,690円



市街地（業務用）	
基本料金 (基本水量20m ³ 含む)	3,400円
従量料金	15,400円
合計(税抜)	18,800円
合計(税込)	20,680円

繁忙期は
(大型連休時期や夏季)

2か月で**10,010円減額**



オフィスの場合

口径20mmで **2か月20m³（1か月10m³）** を使用したとすると…
(六甲山地区の事務所の平均的な水量)

六甲山 (家事用でないもの)	
基本料金	3,300円
従量料金	3,600円
合計(税抜)	6,900円
合計(税込)	7,590円



市街地（業務用）	
基本料金 (基本水量20m ³ 含む)	1,760円
従量料金	0円
合計(税抜)	1,760円
合計(税込)	1,936円

2か月で**5,654円減額**



年間33,924円減額



変更後の料金に関するお問い合わせはこちらまで

神戸市水道局営業課
TEL: 078-797-5555 FAX: 078-797-5681
受付時間: 9時から17時15分
(土日祝日及び年末年始を除く)

神戸市水道局ホームページで
水道料金表をご確認いただけます。



令和3年第1回定例会にて、当内容を定める条例が可決されました。